専門実践教育訓練給付制度について

株式会社 RUNTEQ
指定講座番号　1312017-2320011-7
講座名　Web開発スタンダードコース

給付金制度を利用すると受講料の最大 80%が支給されます！

RUNTEQの『Web開発スタンダードコース』が、
経済産業省の第四次産業革命スキル習得講座（Reスキル講座）に認定され、
さらに厚生労働省指定の専門実践教育訓練給付金制度の対象講座にも認定されました。

※『Webエンジニア転職コースRuby on Rails専攻』は2025年4月1日よりコース名をWeb開発スタンダードコースに変更しました。

専門実践教育訓練給付制度
利用で受講料の最大
80%給付

受講料 **550,000円** (税込み)

▼

給付金適用後の自己負担分
110,000円 (税込み)

最大 440,000円 給付

目次

P4. 給付条件

P5. 教育訓練給付金の支給額について

P6. 給付手続きの流れ

P7. 受給資格確認時の提出書類

P8. 指定番号について

P9. 受講開始日について

P10. 受講認定基準・修了認定基準について

P11. よくある質問

P12. 教育訓練給付制度の適正な利用に必要となる事項について　(1/2)

P14. 参考資料

給付条件　パート・アルバイトや派遣労働者の方も対象です。

ハローワークで支給要件紹介の手続きをすると、給付が受けられるかどうかをより詳しく調べることができます。

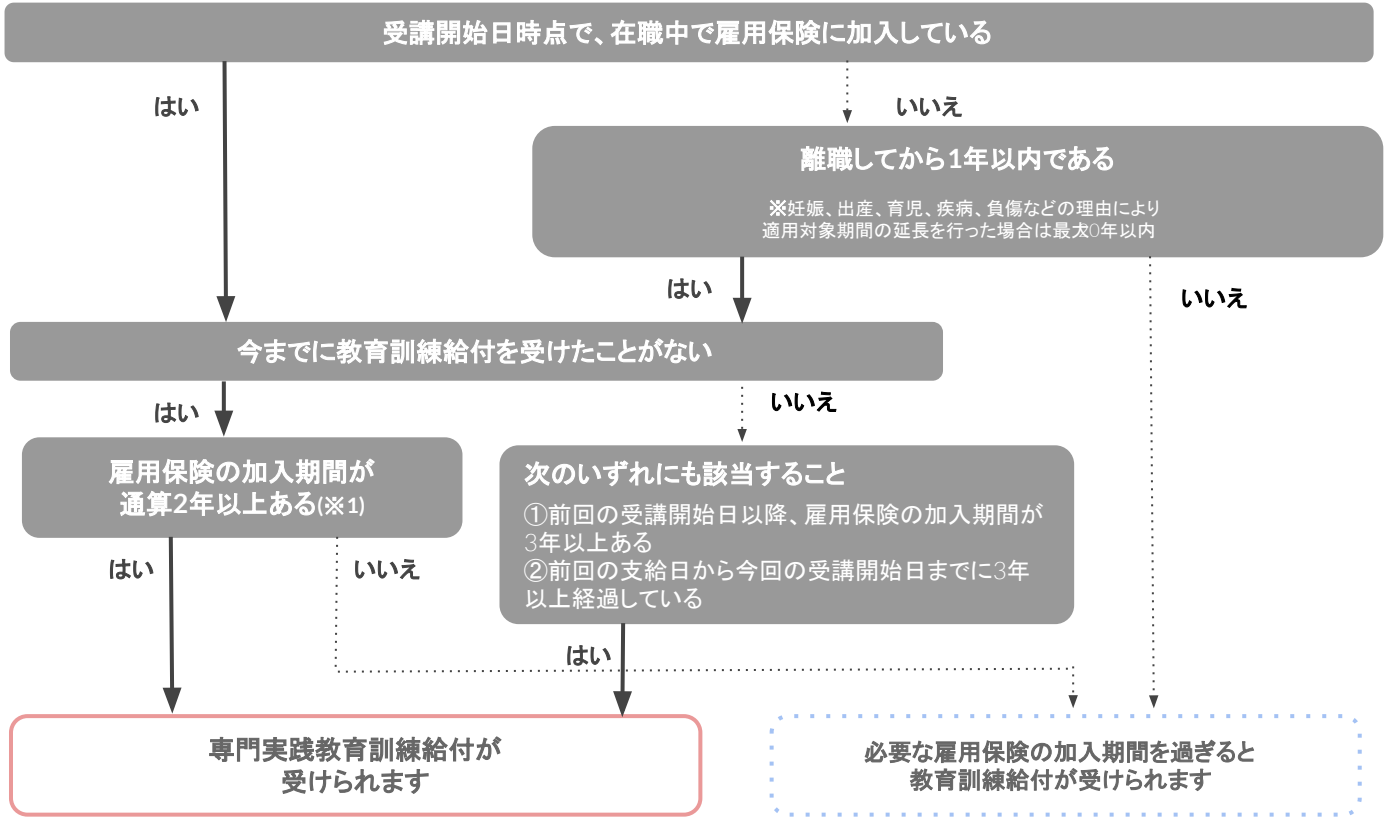

(※1)雇用保険の加入期間は、複数の会社での加入期間を合算できます。
　ただし、転職の際に離職期間が 1年を超えている場合は合算できない場合がありますのでハローワークへご確認ください。

教育訓練給付金の支給額について

教育訓練経費の50%

- 専門実践教育訓練給付金の支給額は、教育訓練経費の50%（年間上限40万円）となります。
- 訓練受講中、6か月ごとに支給されます。

追加給付（最大30%）

- 受講修了し、かつ訓練修了後1年以内に雇用保険の被保険者として雇用された場合は教育訓練経費の20%（年間上限16万円）が追加で支給されます。

※令和6年10月以降に開講する講座の場合、上記の追加支給の要件を満たしたうえで、訓練修了後の賃金が受講開始前と比較して5%以上上昇した場合は、受講費用の10%（年間上限8万円）が追加で支給されます。

	専門実践教育訓練の受講中	**専門実践教育訓練の修了後**	**専門実践教育訓練の修了後かつ賃金の上昇**
支給額 （受講者が支払った教育訓練経費 ×右欄の割合）	50%	70% ①受講修了かつ 1年以内に被保険者として雇用される場合。 ②雇用を継続したまま受講修了した場合。	80% 訓練修了後の賃金が受講開始前の賃金と比較して 5%以上上昇した場合。

給付手続きの流れ

1

RUNTEQの入学申し込みをする

無料カウンセリング後にご案内しているメールよりお手続きいただけます。

2

訓練前キャリアコンサルティング予約する

申込フォーム： https://carigaku.mhlw.go.jp/icc/ccform2/

全国どこのハローワーク、キャリア形成学び直し支援センター、オンラインでも受けることができます。
ハローワークの場所・受付時間を調べる場合は こちら

3

ジョブカードを作成する

キャリアコンサルティング当日までに様式 1～様式3までのジョブカードをご準備ください。

【作成方法】
①ハローワークで様式の用紙を受け取り、記入する。
②「マイジョブ・カード」サイト で様式の用紙をダウンロードし記入する。
②「マイジョブ・カード」サイト でオンラインでジョブ・カードを作成する。

4

訓練前キャリアコンサルティングを受ける

5

受給資格確認手続きをする

受講開始日（＝入学日）の 2週間前までに、お住まいを管轄するハローワークまたは電子申請で行います。

・電子申請方法は こちら
・ハローワークの場所・受付時間を調べる場合は こちら

受給資格確認手続きに必要な書類は P6参照

受給資格確認時の提出書類

□ **教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票**

【入手方法】
① ハローワークで発行
② オンラインで発行
③e-GOV電子申請PCアプリ（発行と申請を一括で行うことができます）

□ **ジョブカード**（訓練前キャリアコンサルティングでの発行から1年以内のもの）
□ **本人・住居所確認書類及び個人番号（マイナンバー ）確認書類**
□ **通帳またはキャッシュカード**
□ 写真２枚（※支給申請の際にマイナンバーカードを提示できる方は不要）

指定番号について ※ハローワークへの申請の際に必要となる番号

教育訓練施設の名称	RUNTEQ
教育訓練実施者名	株式会社RUNTEQ
指定講座番号	1312017-2320011-7
講座名	Web開発スタンダードコース

※『Webエンジニア転職コースRuby on Rails専攻』は2025年4月1日よりコース名をWeb開発スタンダードコースに変更になりました。

受講開始日について

直近の受講開始日および修了日についてはRUNTEQ公式ページをご確認ください。
https://runteq.jp/

RUNTEQの受講開始日の2週間前までにハローワークでの支給申請手続きを行う必要がございます。

RUNTEQの入学申込み後に、受給資格確認手続きを行うご予定の方

入学2週間前までに受給資格確認手続きが間に合わない場合はハローワークにご相談ください。
万が一、申込済みの受講開始日の日程で受給資格確認手続きを行うことができない場合は、
RUNTEQにて入学日変更等のご対応ができる場合がございますので一度お問い合わせください。

受講認定基準・修了認定基準について

受講期間内に受講認定基準・修了認定基準を満たした方へ受講証明書・修了証明書の発行をいたします。
※支給申請を行うためには受講証明書・修了証明書が必要となります。
※修了と認められない場合には修了認定を行うことができません。

- 受講認定基準
  - 導入STEPから基礎STEPまでの全てのカリキュラム完了と中間試験の合格
- 修了認定基準
  - 導入STEPから応用STEPまでの全てのカリキュラムを終了していること。
  - 中間試験の合格と卒業制作でのWebアプリのMVPリリース。

もし6ヶ月目の支給申請のタイミングで受給認定基準を満たせなかった場合でも、受講修了日である9ヶ月後のタイミングで修了認定基準を満たしていただいていればまとめて支給申請が可能。

受講修了日までに、修了認定基準を満たすよう計画的にカリキュラムにお取り組みください。
RUNTEQ運営としても、Webエンジニアとしてのスキルを身につけていただけるようサポートさせていただきます。

よくある質問

いつから制度の利用が可能ですか？

→2023年10月1日以降の入学日からご受講される方が当制度の対象です。

アルバイト（パート）ですが適用されますか？

→会社の雇用保険に加入していた場合は適用されます。

受給資格確認申請と、RUNTEQの入学申込はどっちが先ですか？

→どちらが先でも大丈夫です。ただし、RUNTEQの入学日（＝受講開始日）の2週間前までに、「受給資格確認申請」を終わらせる必要がございます。

受講料を分割払い（分割払のクレジット契約）にした場合、給付を受けられますか？

→はい、受けられます。ただし、クレジット会社に対する手数料（金利）は「教育訓練経費」に該当しない為ご留意ください。

受講者本人以外の家族や親族等の名義で、RUNTEQに受講費用を支払った場合でも、給付を受けられますか？

→教育訓練経費とは、受講者が自らの名において直接支払った受講料に限られます。RUNTEQの契約者と異なる名義でのお支払いの場合、給付金の対象となりません。

教育訓練給付制度の適正な利用に必要となる事項について　(1/2)

教育訓練給付制度を適正に利用していただくために、以下の点について十分にご理解いただくようお願いいたします。

（1）専門実践教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練経費とは、受講者が自らの名において直接専門実践教育訓練実施者に対して支払った教育訓練の受講に必要な入学料及び受講料に限られます。

（2）受講料には、受講費のほか、受講に伴い必須となる教材費用等も含まれますが、検定試験受験料、補助教材費、補講費、交通費、パソコン等の器材費等は含まれません。また、クレジット会社に対する手数料、支給申請時点での未納の額（クレジット会社を介してクレジット契約が成立している場合を除きます。）も教育訓練経費に含まれるものではありません。

（3）現金等（有価証券等を含みます。）や物品の還元的な給付その他の利益を受けた場合や、各種割引の適用を受けた場合には、その還元的な給付額や割引額等を差し引いた額が教育訓練給付金の対象となる教育訓練経費となります。このため、このような還元的な給付等を受けた場合には、入学料及び受講料の額から当該還元額を控除した額で教育訓練給付金の支給を申請することが必要になります。

　なお、当該教育訓練経費に係る領収書又はクレジット契約証明書の発行後、受講料の値引き等により教育訓練経費の一部の還付が行われた場合には、教育訓練給付金の支給申請に際しては、教育訓練実施者が受講者に発行する、還元額等が記載された「返還金明細書」の提出が必要となります。

教育訓練給付制度の適正な利用に必要となる事項について　(2/2)

教育訓練給付制度を適正に利用していただくために、以下の点について十分にご理解いただくようお願いいたします。

（4）専門実践教育訓練給付金は、当該教育訓練を実際に本人が受講し、修了した場合支給されるものです。このため本人以外の者が受講し、修了等した場合には、専門実践教育訓練給付金は支給されません。
また、当該教育訓練の定期的な試験又は修了試験に際して、あらかじめ解答が添付されている場合等にあっては、当該教育訓練を修了する見込みがあるもの又は修了したものとは認められていませんので、専門実践教育訓練給付金の支給を受けることはできません。

参考資料

厚生労働省

- 教育訓練給付制度について
- 専門実践教育訓練給付金に関するFAQ
- リーフレット